

公開・非公開の別

公開 部分公開

非公開

令和元年度 第1回浜松市人権施策推進審議会

- 1 開催日時 令和元年7月31日（水）午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 市役所 本館8階 第3委員会室
- 3 出席状況 審議会委員 浅岡 正義（アサオカ マサヨシ）
岡本 孝子（オカモト タカコ）
栗田 芙友香（クリタ フユカ）
小出 隆司（コイデ タカジ）
杉山 恵子（スギヤマ ケイコ）
鈴木 雅也（スズキ マサヤ）
津村 公博（ツムラ キミヒロ）
野田 由佳里（ノダ ユカリ）
- 健康福祉部 朝月部長、森田次長、高橋課長補佐
事務局 人権啓発センター：枝村所長、井川、柴田
- 欠席委員 河合 幸子（カワイ サチコ）
小池 益美（コイケ マスミ）
- 4 傍聴者 2人（一般：1人、記者：1人）
- 5 議事内容 1 会長の選任及び職務代理者の指名
2 平成30年度人権施策事業報告及び令和元年度人権施策事業計画
について
3 第2次浜松市人権施策推進計画（案）について
- 6 会議録作成者 人権啓発センター 井川
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有 無

8 会議記録

1 開 会

2 部長あいさつ

3 委嘱書交付

4 会議の傍聴について

傍聴人あり

5 議 事

(1) 会長の選任及び職務代理者の指名

浜松市人権施策推進審議会条例第4条第1項により委員の互選

小出委員より浅岡委員を会長に推薦する旨の提案

委員の賛成多数により浅岡委員に会長をお願いする

浜松市人権施策推進審議会条例第4条第3項により職務代理者を会長が指名。浅岡会長より、杉山委員を職務代理者に指名

(2) 平成30年度人権施策事業報告及び令和元年度人権施策事業計画について

事務局より説明

事業報告についての質問意見

(野田委員)

高齢者福祉課の地域包括支援センター運営事業について、平成30年度実績では配置すべき職員数を満たす地域包括支援センターの職員数が20ヶ所とあり、2ヶ所まだ満たしていないが、これはどういう状況なのかを教えてください。また、地域包括支援センターの相談件数が非常に多く、単純に22ヶ所で割った場合、一包括支援センターあたり2,000件の対応をされていることになる。現場で働いている卒業生などの話では、非常に複雑な仕事をしていると聞いている。それに対して、例えば市として加配や相談件数の多い地域に人を多く配置するようなことを考えておられるのかをお伺いしたい。

(事務局)

こちらの件については、高齢者福祉課が担当しており内容まで把握してないため、担当課に確認し次回会議の際にご報告させていただきます。

(小出委員)

障害保健福祉課の障害福祉体験講座について、体験講座の内容が車椅子、白杖、アイマスク等を用いた体験になっている。これらは、健常の人が体験できるということで行われているが、私ども知的障がいや精神障がいは体験ができない障がいだ。今、心のバリアフリーということが言われており、単なる体験だけではなく、知的障がいや精神障がいについての、実際の体験はできないが、その体験をするようなことを心のバリアフリーとして、次年度からの計画の中に研究的なものも含め、取り入れていただきたいと思います。精神障がいの方の就労が非常に多くなってい

るため、そのための支援をどうしたらよいか。また、一般の方にはそれぞれの障がいについて、見えないことや体験できないことで、理解できないことが今度は障がいになっており、どのような支援をしたらよいか手を差し伸べたらよいか分らず、支援に繋がらないことがある。是非、人権を取り上げる場所では、そのようなことを取り組んでいただけたらと思う。

(事務局)

この場でお答えするのは難しいため、今の伺った意見については障害保健福祉課にきちんと伝え、何か方法はあるか調査研究等できるところがあるかを確認した後、次回会議報告できることがあればご報告させていただきたい。

(小出委員)

追加ですが、私ども育成会では、浜松のキャラバン隊として、10年間活動している。その活動として、市民講座や学校などに出向き、体験ではないがいろいろなロールプレイングをしたりしている。一週間くらい前の新聞にも、浜松キャラバン隊が掲載されたこともあり、ぜひ取り入れて欲しい。

(朝月部長)

知的・精神障がい者の方々について、どのように理解を深めていくかについて、浜松キャラバン隊の話も含め、私どもから障がい福祉課に指示をしていくので、よく相談させていただきたいと思う。

(3)第2次浜松市人権施策推進計画(案)について

(事務局)

第2次浜松市人権施策推進計画(案)の概要について説明。

計画書のまとめ方について、A3判を計画本編としA4判の冊子を解説版としたい提案について質問意見

(小出委員)

計画を見せる対象は誰を想定しているのか。私たちが障がい福祉計画を出す際には、詳細な施策が示されているものと、わかりやすい版という同じ内容で2つ作っている。その際、対象を障がいのある人たちも見るということを前提に作っていただいている。ある都市になると、誰もが読むということで、わかりやすい版だけを作っている。札幌市などはそういう方向で、詳細な内容のものは出さずに要点だけの分かりやすいものに、文字も大きくという取り組みをしている。まず、これを見る対象者が誰かということで、そういうところで違ってくるので、そのことについてお聞きしたい。

(事務局)

対象者について、細かいところまでの想定できていないが、基本的には広く一般市民の方というイメージを持っていたため、例えば、障がい者計画には全てにルビを

ふってあったと思うが、そこまでできるかではあるが、障がいのある方に絞ってというところではなく、広く一般市民の方に見ていただくようにと捉えている。

(森田次長)

今回、最も大きく課せられた課題は、市民が浜松市の取り組んでいる人権施策について知らない方が多すぎること。この認知度をまず上げることが最大の狙いで、市の計画の中でもこのような作り方をしているものは少ないが、人権啓発センターとしては、まずは一般の市民、多くの市民が人権について、何かあるなど手に取ってもらえるような物を作りたいと考えている。厚い冊子でいろいろ書き込んであるものについては、さらに細かく知りたい人に資料編として見てもらえばよい。まずは手に取って見てもらいたいという所からスタートしたいということで、このような方向性を案として出させていただいた。

(小出委員)

そういうことも加味してこのレベルになっているということか。

(事務局)

はい。

(小出委員)

はい。わかりました。

でも、文字が多いですね。

(森田次長)

現在のものは、見るとガクッとくる人が多いと思うが、決してこのような物にはならず、もっとわかりやすいものにしていく。

(小出委員)

字の書き方など、私どもはそちらの取り組みを長年やっているのだから、わかりやすい版にするためにはどのような文章、成り立ちがよいかなどあるので、またそういう参考資料も案内する。

(事務局)

ありがとうございます。

(杉山委員)

計画策定にあたってという箇所を家で読んだが、まわりくどいと感じた。他の行政とか法務省とかいろいろな所でこのような文言を使っているけれど、最初、「人権と言葉を聞くとなんだか堅苦しくて難しいものと感じるかもしれません」でまた同じことがあり、堅苦しくて難しいものじゃないって何回も言わなくても、みんな分かっているし、でも簡単なことだったら、このような表現にしませんよね。何度もそういうことを繰り返すよりも、私は普通に3行目の「しかし」を外し、「人権は堅苦しく難しいものではなく」と入る方がスッと入れると思う。人権は難しいものではなく、みなさんの持っている思いやりを出していただければ、本当にそれが人権を守ることになることを、ここで一番伝えたいことだと思う。今の質問されていることと違うが、そういう印象を持った。

(野田委員)

杉山委員が指摘されたところ、私はこの1ページ目を見た時に、計画の策定にあたっての文中に「しかし」が二つでてくることに違和感があった。

A4判の解説版とA3判の本編を比較すると、たとえばA3判の裏の左側の重点的な取り組みの方向性はA4の6ページの左側の体系図みたいになっていると受け取りやすい。

A4判資料編の16ページ分野別施策の取り組みについては、分野別に対して施策がア、イ、ウと表示をされており、9その他の人権問題を見た時に、ウインターネットがウインターネットに見えた。例えばこういう所を直す方が、最初に見た時の受け取りやすさが変わるのではないかと思った。アイウではなく、1)でもよいのでは。すごく両方に良いところもあるに、わざわざ見にくい所を持ってこなくてもよいと思った。

(浅岡会長)

計画本編と解説版に分けて作ることはよろしいか。

(全委員)

了承

A3判の計画本編の内容について意見質問

(津村委員)

前回も同じような発言をしたと思うが、外国人の人権は、受け入れ側の私たち市民と外国人との人権はもちろん存在しているが、最も大きな問題の一つは、外国人同士の人権だが、この辺の視点が未だにないと思う。例えば、日本人で起きている女性に対する人権、高齢者に対する人権、子どもに対する人権は、外国人の家庭内でもおきている。しかもそれが可視化できない状況のため、家庭内暴力も含めてなかなか見えてこない。そういう中で女性や子どもに対して、人権問題として家庭内の弱者を支援、救っていくというところまで必要だ。平成30年に移民法の新しい法律ができ、今後も外国人を受け入れていくことになると思うが、その前の移民法改正が実施されてからもう30年が経過している。1990年当時の出稼ぎ外国人労働者と子どもたちが青年になり、今は家庭を築いている。その小学校4年生、5年生になっている第3世代の子どもたちがこういう状況になり、この家庭が危ない。家庭内暴力、児童虐待、LGBTに対する人権に関してどうすればよいのかということ。外国人のコミュニティがしっかりしてないため、その中で自主組織、自主機能が働いてない事実があり、浜松市として、受け入れ側対外国人というスタンスの他に外国人のコミュニティの中で人権という所の視点を持っていただければ嬉しい。

(事務局)

全体に共通する部分、例えば外国人の人権の分野の中に、女性や高齢者の人権と共通する課題もあるというような、他の分野と共通した課題も外国人の人権問題の中にあるという項目を建てるという方法も考えられるかと思う。

(津村委員)

彼らはここに定住、在住資格を持っており、今後ずっと住み続けていく中で、その辺のケアも市としてはしていくというような、今ではもう遅いかもかもしれないが、そういう視点もあるということがあればよいと思う。

(小出委員)

関連して、津村先生と同じことだが、障がいの方についても、健常な人と障がい者という二つだけ見るとなると、一般市民が障がい者に対してどういう差別はいけませんよ、人権尊重ですよ、というものはあるが、障がいを持つ人たちのコミュニティの中での差別もある。そういうことも含めて、この人権について、浜松市は取り組むというスタンスがないといけない。これは高齢者の場合でもあると思うが、高齢者施設における人権というもの、その中に起こるいろいろな差別とか虐待とかいろいろあるが、そういうことも一歩踏み込んだ形で人権ということに取り組んでいかないといけない。健常な一般市民と障がい者、外国人という見方の構図に人権問題をしてしまうと、また違う問題が起こってくるのではないかと思う。令和2年からの計画については、そういったところにも踏み込んだ形で内部的なことも含めた形で一緒になって考え取り組んでいくという姿勢がどこかにうまく表現できたらと思う。市の姿勢を打ち出していきたい。これは聞置くだけではなく、そういう取り組みをここへ持ってきてほしいなと思う。

(事務局)

国際課等とも確認するところはあるかと思うが、例えば、高齢者の人権の分野、障がいのある人の人権の分野の対象として、日本人に限っているものではないと思う。どこに入れるのがよいのか分からないが、どこかで、この分野の対象にもこういう人を考えていますよ、というところを入れていくような方法は可能かなと思うので国際課に確認しながら進め検討させていただきたい。

(杉山委員)

人権擁護委員の岡本委員はさんに伺いたい。

(杉山委員)

人権擁護委員は地域にそれぞれいると思うが、外国人の方であってもそこに住んでいたら、すべてそういう方の情報が入り、家庭内のトラブルや子供に対する虐待は日本人と同じことをしているのか。例えば、そういったトラブルに対処する冊子を誰かに訳してもらい、被害を受けている人を救済するとか、何かそういうネットワークがそこから広まらないか。そんな簡単な事とはいかないが、でも情報を知るという手立てとしてできるかと思うが。

(岡本委員)

私は浜松人権擁護委員協議会から推薦されて委員となっている。浜松人権擁護委員協議会の擁護委員は浜松市と湖西市、磐田市で89名。その地域で人権相談というのは年何回かやっており、その時に人権相談に外国の方も高齢者の方も来ることがある。こちらから何か困っていることはないかと民生委員さんみたいに訪ねて行くことはないが、人権相談をクリエート浜松でもやっており、そういう場で相談を受

けている。

(杉山委員)

やはり、民生委員さんとか自治会とか、自治体の中で、もっとリンクし繋がりがもっと強化されていけばそういう人たちもそういう情報を受け取ることができるのでは。

(岡本委員)

そうですね、児童相談で、いじめとか虐待とかあると、人権擁護委員だけでなく、関係機関で話し合いをする場はある。

(津村委員)

民生委員、児童委員の方はかなりがんばっているが、やはり届いていなく難しい。外国人のコミュニティが中までは難しい。日系ブラジル人は、まだ見えてくる部分もあるが、浜北区を中心に日系フィリピンの子どもたちが急増しており、日系フィリピンの子どもたちの学習権を含めた問題について、コミュニティの中でいったい何が起きているのか。そして民生委員さんや児童委員さんになかなか相談できない状況となっているところで浜松市には、そういった視点でもきちんと向かい合っていただくということがあればと思う。

解説編(案) 第1章 基本的な考え方についての質問意見について

(小出委員)

浜松市でもICTなどそういうものを利用して、例えば外国人のUDトークとか通訳的なことなどICTを使って盛んに取り組んでいると思うが、それぞれ理解をする手段として活用していきますということがいっさい載ってない。どういうことをやっているかを紹介していくとよい。それが、たとえば外国人に対する一つのコミュニケーションのツールになるということで、非常に有効な手段となる。また、聴覚障がいや視覚障がいについても、そういうICTが必需品になっているので、そういうことも取り入れていくということも、ここに入れていったほうがよいと思う。

(森田次長)

そうですね。実際やっているので入れていった方が分かりやすいですね。

次の7ページからの「第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み」についての質問意見

(杉山委員)

相談・支援の推進のところで、DVをしてしまった夫または妻は、この中でどこに電話をかけたらよいのか。DV相談専用ダイヤルでよいのか。被害者とみなさん思われがちだが、そういったアンコンシャスバイアスではなく、誰もがこの中にあてはまるというところ、これって被害者だから私はだめかな、俺はだめかなと思われ

てしまうと、そういう人たち用の専用ダイヤルがあった方がよいと思った。また、この相談専用ダイヤルは暴力を受けた人も、暴力をした人もできるものでないと平等ではない。当然、本当に日常的にDVをしているおり、妻はあたりまえだと、それは自分が悪くなく相手が悪いと思っている人は、このダイヤルどころではないが、でも、どこかで治したいと思う人はこういう所に電話したい、そういう自分も嫌だからと何とかしたい考える人もいる。ただ、そのDVをした人はよほどでない限り警察に通報せず距離をおくかと思う。2015年から3人に1人がDVを受けて、3日に1人が亡くなっていると言われている。20人に1人はいつ殺されるか分からない不安を抱えている。それは、DVをされている側は女子、女性だけと思われがちだが、実はその逆で男性も被害を受けていたりしている。加害者側もこんな自分は本当に嫌だと思っていたりするから、あたりまえに必要なところなので、もう少しキャパシティがあるそういう相談機関があってもよい。DVだけでなく他の分野のところも、先ほどの外国人の話では、浜松人から見た外国人ということで差別している感じではなく、浜松に住んでいたら外国人も日本人も一緒の人権だから、そうしたらDVも受けている側もする側も同じDV問題ということで、そういったところも書いて欲しい。

(小出委員)

児童虐待、特に障がい者虐待かどうかわからないが、それらしいことがあればすぐ通報ということがある。非常に件数が多く、その虐待しているのは養護者、家族であり特に子どもの親だ。相談員もしているため、夏休みになるとよく相談の電話がかかってくる。通報されてうちの子がつかまったという電話だ。警察と児相に連れて行かれ返してもらえないという内容の電話が毎年ある。通報された方は、虐待とは思っていないが、うちの子供を連れて行かれ一時保護されて戻ってこないというケースの電話が少し多い。そういう時、当たり前のような事が書いてあるが、それではなく、この相談の範囲には、加害者からも連絡が来ることも含めたような形で、もうすこし間口を広めた窓口が必要ではないか思っている。

(栗田委員)

杉山委員と小出委員の話をうかがってある意味少し難しいというか、ではそれに対応できる基盤があるのかという所。私の場合、虐待の方は関わりがあるが、DVの方で、DVを治す男性の本とかも読んだことはあるが、やはり、専門機関でどれだけ訓練を積んでみたいものがあったりする。市の方でそういうダイヤルを作った時に、被害者をどうするのではなく、加害者をどのように治していくところまでアドバイスとか案内ができるのか、そういったものが浜松市にあるのだろうかというところからだと思う。虐待については、私もまさに子ども側しか見ていなく、子どもの行先をどうしようかとばかり考えていた。虐待側の親の方はどうするか、ほったらかしにしてもよいものではなく、警察に引き渡せばよいのでもない。何か相談というところで未然にひどいことになる前に、立ち止まりたいという人が電話をかけてきた時、「誰も助けてくれなかった」がないようにするにはどうしたらよいか難しいが出来たらよいと思う。

(小出委員)

ブレーキも多いので、そういう相談もくる。性逸脱行為をして警察に捕まるケースがある。行政側は条例など制度にない対応はできない、相談に被害者、加害者の両方が相談にくる。早いもの順で弁護士に相談する。両方を同じ弁護士事務所では受付しないので、他の所へ紹介してもらおう。それはそういう手段しかない。人権を守ろうと思ってもそれを解決する手段としては行政には限度がある。出来ないというところはどうするのだという仕組みも整えていかないと救われない。

第3章 分野別の取り組みについての意見質問について

(栗田委員)

8 性的マイノリティについて、今、パートナーシップ制度を進めていることは誇らしいが、他の所で具体的にどういうことを行っていくかが気になっている。LGBTについての教育は幼い子どもから始めてよいものだと思っているが、学校の先生によっては子どもに性的な話とは言われる方もいる。性の話ではなく多様性の話であるということを見ると、地域ふれあい講座の対象は幼稚園、小・中学校で保護者だけでなくともよいと思う。保護者はもちろん大事だが、今、LGBTに関する絵本もたくさん出ているので、そういったものを各幼稚園や小学校に置くとか、例えばたまごちゃんの話とかを通して、いろいろなパターンがあるよということを知ることができたらよいと思う。性的マイノリティの不便さの解消は、社会を変えることだと思う。性的マイノリティは、いじめにも繋がる。海外では9歳の男の子が、自分は男の子が好きだと言ったらいじめられて自殺した話もあり、命にかかわる問題。社会を変えていくことが本当に大事なことなので、具体的にどういうことを考えているかを知りたい。

(事務局)

幼稚園、小学校低学年に対しての教育については、今後、教育委員会等に話をしていく。地域ふれあい講座については、PTAを対象にしたもので30年間続けてきた事業というところもあり、内容としては完成度が高いものになってきていると思うので、対象を幼稚園児まで広げることは少し難しい。

(岡本委員)

6月に県主催のLGBTについての講演会に参加したが、すごくいいなと思った。LGBTは人権教室でもこれから関わってくると感じた。また、法務省ではハンセン病に関しての資料が届いているのでこの2つがこれから大きな課題だと思う。

(杉山委員)

インターセックスとLGBTとの違いがあり、同じように扱われることがあるので、その説明の表記が必要。セクシュアルマイノリティの方々が相談する窓口はあるのか。当事者が相談するのではなく、周りにそういった友達や子どもがいる、職場にそういう人がいるなど、いろいろな相談ごとがあると思うので、平等に相談機関があるとよいと思う。平成16年から小・中・高や時には大学に男女共同参画の

関係の講座で行くことがあり、年間1,000人以上の児童・生徒に会う。学校の先生方から事前に背景を知る目的で、一人親家庭やセクシュアルマイノリティの子、先生、保護者がいるか尋ねるが、セクシュアルマイノリティの方がいるという報告は一度もない。統計的にはいるはずだが、言えないという世の中。小学校3年生くらいからそういう授業が必要だと思う。本人だけでなく周りがそれを知ること、変ではないということを知ることが大切。子どものホットラインがあるのなら、アンコンシャスバイアスの人が相談を受けると、自殺に繋がるため相談の窓口は広くして欲しいが知識のある方に電話をとってもらいたい。

(津村委員)

7 刑を終えて出所した人の人権について、外国人＝犯罪という見方をしてしまう人もいるなかで、社会から排除された闇集団第2世代がギャング集団を形成していた時期が一時あり、やはり再犯してしまった。外国人と見るや警察官が職質をしたり車内検査をしたり人権をはみ出している。安全安心なまちを形成していくなかで、地域から排除されている刑を終えて出所している人の人権について書いてありよい。セカンドチャンスがあるように外国人の青年たちに対する人権をきちんと守っていく姿勢が大切である。

(事務局)

次回については、いただいた意見について検討し修正・訂正を行い、こちらで改めて案を示していく。

6 閉 会